

## 平成 27 年度第 2 回岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会 会議録

1 日時 平成 28 年 2 月 17 日（水） 14:00～16:00

2 場所 岩手県福祉総合相談センター 4F 大会議室

### 3 内容

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 協議

ア 平成 27 年度の発達障がい者支援体制の取り組み状況と平成 28 年度における発達障がい者支援体制について

イ 平成 27 年度のいわて特別支援教育推進プラン等施策の取組状況と平成 28 年度におけるいわて特別支援教育推進プラン等施策の実施について

ウ その他

(4) その他

(5) 閉会

### 4 出席者

(委員)

東 信之 委員、阿部 幸子 委員、佐藤 淳 委員、佐々木 全 委員、加藤 義男 委員、藤倉 良子 委員、前多 治雄 委員、姉帯 麻帆子 委員、千田 充 委員、永洞 昭雄 委員、鎌滝 一郎 委員

(代理出席)

高橋秀治 代理（盛岡市立厨川小学校）

宮 学 代理（県立杜陵高等学校）

及川雄太 代理（岩手県医師会業務課）

高橋由紀 代理（希望ヶ丘学園）

矢吹裕哉 代理（県立療育センター）

西村 輝 代理（盛岡市保健福祉部）

(欠席)

高橋 清之 委員、米沢 俊一 委員、千葉 澄子 委員

### 5 概要

ア 平成 27 年度の発達障がい者支援体制の取組状況と平成 28 年度における発達障がい者支援体制について

(事務局より、資料No.1 により報告)

**【前多会長】**

ただいまの発表についてご質問、ご意見ある方いらっしゃいませんか。2 ページ目の「岩手県における支援体制のイメージ」で、乳幼児期から成人期までということなのですが、小学生・中学生・高校生の教育現場における支援体制というのは10年ぐらい前に比べるともう比べものにならないぐらいよく周知徹底してきたと思いますが、こういうことについて阿部委員はぜひ幼稚園の立場からご意見ございませんか。

**【阿部委員】**

10年前ですと、園にはそれほどの支援の必要なお子さんはいなかったですね。やはり年々増えて、現在は各園とも1割ぐらいと聞いております。そこに教育委員会から支援員を付けてくれるように今はなっていますけれども、始めの頃は予算的なことで付けられず、クラスの中に支援の必要なお子さんがいても担任が見るという形を採っていました。

最近になってから先ほどお話しがあったように支援の必要なお子さん、つまり発達障がいへの対応になってきているわけです。言葉の支援であったり、行動面であったり、内面的なところであったり。そういうところを考慮していただいて、教育委員会と療育センターと後は保健師さんも入ってですけど、どれぐらいの体制で支援したらいいかを考えていただけるようになりまして、今ですと例えば2人に1人か1対1という形で付けていただいているので、いくらか支援体制は整ってきていると思っております。

**【前多会長】**

私も幼稚園の先生から「診断書を書いてほしい」ということでよく書くのですが、それを出した場合、加配として一人ぐらいは認められるのですか。

**【阿部委員】**

診断名が付いている子には必ず付きますけれども、付かないグレー的な子が多いわけですね。そういうところの判断は私たちには難しく、面接をしたり、後は園庭開放しているので、そこで遊びに来ているお子さんに関して、何となく十分かなという感じで、「2対1ぐらいでいいです」ということで付けているのですが、実際、園生活が始まりますとやはりみられなかった部分が出てくると言いますか、やはり1対1が必要だったと途中から「1人つけていただきたい」と要望をするのですけれども、年度途中でずと見つからないようなので、結局2人に1人の状態で進めていくことが多いです。

**【前多会長】**

付けてもらえるのはいいですね。それでは引き続いて高橋さんの方から小学校の現状をお願いいたします。

**【高橋代理】**

盛岡の状況になるかと思いますが、支援員という形で幼稚園に1人に1人付くのは本当ですかと聞いたかったですけど、大変な数になるのではないかと思います。

うちの学校にも1割ぐらいの子に何らかの診断が付いていて、グレーのはっきりしない子もいて、そういった子どもに担任だけの対応は厳しく、前多先生の所に行ってお指導を伺ったりしながら対応しているわけです。支援の手立てとして、盛岡市の場合は1校に非常勤が1名という、それも1日4時間位で年間の時間数も決まっています、予算措置も国の方からされているのですが、各市町村の事情もあり、そんなにたくさんの人の配置は難しく、校内で何とかやりくりをしています。小学校も中学校も1名ぐらいが1日4時間位で支援に入って、特に手のかかる子どもさんに対応しているという状況でございます。

**【前多会長】**

ありがとうございます。これについて、もっと人を増やせないかということだと思いますが、いかがなものでしょうか。やはり、なかなか現状では予算等難しいものではないでしょうか。

**【事務局】**

小中学校につきましては、国の方から一括地方交付税といって市町村の方に配分されております。そのところでどのように使うかというのは市町村のいろんな課題があると思いますので、その考え方に従って市町村で配置しているということになっております。

県で対応しているのは高等学校になります。今年度においては30校に32名の支援員を配置しております。年々増加していてニーズも高まってきております。

**【前多会長】**

それでは今の話を受けて宮さん、一言お願いします。

**【宮代理】**

おかげさまで資料にもありますけれども30校に32名の配置になっております。いろんな形で支援が必要な生徒に付いていただくことで、年間170日ぐらいの形で配置をさせていただいております。県全体で、高校における特別支援が必要な生徒は約3%なのですが、自分の学校に関して言えば約5割は支援が必要という形になっております。これも手厚くやっていただきましてスクールカウンセラー2名、スクールソーシャルワーカーをうちともう一つの学校にいますけれども、そのような形で手厚くやっていただいております。また、うちの学校になりますが、特別支援専門の教員を配置いただきまして手立てをさせていただいている状況でございます。

**【前多会長】**

ありがとうございます。先ほどの阿部委員の話で昔はそんなにいなかったけれど、いまはすごく多くなったという話、これは小学校・中学校・高校の先生一様に感じていることと思うのです。実際、遺伝的な要素というのはそう変わるわけがないので、おそらく環境因子が発達障がい拡大させる要因に働いているだろうと思うのです。この議論になると長い話になってしまうのですけれども、そういう意味でこういう流れをどうしたら止められるかということを考えていかなければならないのだろうなと思っておりました。

**平成 27 年度の発達障がい者支援体制の取組状況と平成 28 年度における発達障がい者支援体制について**  
**(事務局より、資料No.2により報告)**

**【前多会長】**

まず、被災者支援というところで「予算措置が恒久財源でないと踏まえ」というのは、いつ位までこのような予算措置をいただけるのでしょうか。国の財源ですので、はっきりとは答えられないかもしれませんが。

**【事務局】**

予算の関係でございますが、単年度の延長という形でできておまして、私どもの方といたしましては、需要もずいぶん出てきておりますので、継続してやっていただきたいということを国に要請しているのですが、いつこれがなくなるとも限らない状況で、そうなったときのことも踏まえて地元の人材を増やしていきたいという考え方で進めてございます。

また、この事業自体も当初子どもさんの指導に直接あたる人材を育てていくという趣旨で、国から予算を頂戴している関係もございまして、そちらの方にも力を入れていきたいと考えております。

**【前多会長】**

もし、国の予算措置がなくなった場合、「発達障がい沿岸センター」はどのようになると考えておりますか。

**【事務局】**

ここにつきましては、今の段階で申し上げられない状況であります。いずれこの事業が継続されるように要請して参りたいと考えております。

**【前多会長】**

よろしく申し上げます。資料2についてご質問、ご意見ある方ございませんでしょうか。それでは加藤委員、藤倉委員の JDDnet いわてが「ペアレントメンター養成講座」を委託

しておりますが、そのことについて手応えと言いますか何かご意見ございますでしょうか。

**【加藤委員】**

JDDnet いわてとして、「ペアレントメンター養成事業」を請け負わせていただいて何年かやっていますが、ここ数年間でメンターとして研修を受けて登録いただいている方は、はっきりとした数字ではありませんが 30 名弱に上っております。そういう意味では、30 名弱の方のさらなる研修を含め、養成を今後もしていく。ご承知のように親御さんが親御さんの立場でカウンセラーとは違う立場で相談にのるということの意義はそれなりに大きいと思う。一つ我々としてはそれをどういう風に地域の中で活用するかでございます。養成は養成として、養成だけではだめでそれをいかに活用するかということです。

昨秋、県内の児童発達支援事業所やら幼児教室にアンケートをとらせていただいて、こういう事業があるのでもし必要なら教室に行ってお話をさせていただきますという趣旨で行った。去年は年度途中でしたが 3、4 つから要望があり、対応しています。その辺の活用の仕方というところで今ひとつ十分な広がりを見せていない感じを個人的には思っていますので、その辺を今後とも県や皆さん方のご協力を得ながらよりよいものにしていく必要があると思っております。

**【前多会長】**

ありがとうございます。藤倉委員お話ありますでしょうか。

**【藤倉委員】**

メンターは私も受講して登録させていただいて、やはり親が親の話聞くということでお互いの、例えば障がい児をもたない健常児との親御さんとの話では、お話をしても想いが通じないところを分かっていただけという点など大変メリットが大きいと思っております。加藤先生もおっしゃったように、このメンターをどのように地域の中に入れていくかという例で、先日ヒントになる講演がございまして JDDnet いわてで、佐賀県の「NPO 法人それいゆ」の井口さんという方をお呼びして岩手大学で講演をしていただきました。その講演の外でお聞きしたのですが、健診のときに気になる子がいたときに保健師さんと一緒にメンターも、メンターという名前は消して入って、そこからグレーかなという子のお母さんに一緒に心を分かち合っただんだん療育のルールに乗れるようにしていく、という大変すばらしい活動をされていらっしゃるのをお聞きしたので、佐賀県の「それいゆ」のメンターの活用の仕方を参考にさせていただくこともいいのではと思っておりました。

**【前多会長】**

ぜひ、ペアレントメンターの活躍の場をよろしくお願ひします。発達障がいのお母さんたちはどういう風に子どもに接したら良いか、そのところがいまひとつ迷われていると

ころだと思しますので、この事業はとても大事だと思しますのでよろしく申し上げます。それからもう一つ私個人の考えから言うと、一番人口の多い盛岡でいいのですが、ペアレントトレーニングの常設、一年を通じてそこでペアレントトレーニングを受けられるという場所があると良いと思っております。

他にご意見ございませんでしょうか。次に大事になるのが就労支援だと思います。就労支援について永洞委員と鎌滝委員にご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### 【永洞委員】

就労支援の取組については、補足しますと資料No.2の3ページです。3のライフステージに応じた支援施策の②に関連しているということでございます。

#### 【鎌滝委員】

労働局と連携して支援していますが、従来から割合が増えていることから重点的に実施しております。当センターでは、発達障がいについて支援学校とは従来から連携しているのですが、今年度、一般高校の進路指導の先生方に対してセンターのさまざまなメニューやこういった利用ができますという働きかけを重点的に行いました。

前年度は大学に働きかけをしたのですが、支援学校の他、一般高校からも相談、あるいはジョブコーチというメニューがあるのですが、そういった利用も相談いただき、うちの方の支援も理解していただけたかなと思っております。これは、継続して来年度以降も続けていきたいと考えております。

#### 【前多会長】

ありがとうございました。最後の資料にある「平成27年度障害者就業・生活支援センターの発達障がい者の支援実績について」というのは、これを見て実際の在職の方もこれだけいるのだなと非常に心強く思ったのですが。

#### 【事務局】

一番最後の「平成27年度障害者就業・生活支援センターの発達障がい者の支援実績」でございますけれども、こちらは、岩手県内9圏域に障害者就業・生活支援センターという相談等に対応する機関があるのですが、こういう機関でも発達障がいの相談に対応していて、対応件数を調査したところでございます。27年の12月末現在でございます、それぞれ圏域によって数の大小はあるのですが、年々発達障がいと就労に関する相談が多く寄せられてきていると聞いております。

#### 【前多会長】

ありがとうございます。この一番最後の調査ですけれども、せっかくしていただいたの

にこんなこと言うのも申し訳ないのですが、自閉症とか注意欠陥多動性障がい、アスペルガー、広汎性発達障がい、この辺はかなりだぶっているのがございますので、学習障がいも含めて全部まとめて発達障がいと統計を取ってもいいのかなという風に思っております。それからできれば各年度の推移がどうなったのか知りたいということと、他の地域で実際障がい者がどれ位働いているのかということ、岩手県と比較して他県では、例えば宮城県とか東京、大阪そういう所ではどのぐらいの障がい者の方が活躍できているのか、そういうデータがあってそれに比較すると岩手県はこうなのだという値があればとてもいいかなと思います。発達障がい者がこれだけ増えているわけですから、そういう方たちが力を発揮して働いてもらうことが非常に大事だと思うのです。ですから、ぜひこの分野に今後とも力を入れていただければ。実際、私がフォローしている患者さんでジョブコーチの方に非常にお世話になって、今就労まで結びついて働いている方も何人かございます。そういう点は本当によくやっていると聞いておりました。他にご意見ございませんでしょうか。

#### 【永洞委員】

発達障がい者の支援の関係で、安定所で取り組んでいる事業として「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」というものがございまして、簡潔に言いますと、発達障がい者の支援ということで就職支援ナビゲーターを配置しております。ただ、予算の関係がありまして岩手の場合、盛岡の安定所にしか配置されていないのですけれども。各安定所でもそれぞれ障がい者等支援部門がございまして対応しておりますけれども、特に盛岡の就職支援ナビゲーターについては、専門的に発達障がい者に係る若年者等ですね、支援に取り組んでいるということで、関係機関と連携をとりながら支援を行っているという状況でございます。

#### 【前多会長】

ありがとうございます。他に。

#### 【藤倉委員】

実は私の息子もいま利用させていただいておりますけれども、そこに行きつくまで My 夢さんに相談させていただいてそこからつながりました。こんなに素晴らしいプログラムがあるのであればもう少し周知をしていただきたいと思います。せっかく就職支援ナビゲーターさんがいらっしゃる、プログラムがあったりとか、それを知らないままに失敗経験を重ねて引きこもりになる方も少なからずいるわけですから、ぜひそういった素晴らしいプログラムを親にも学校を通じてでもいいので。大変進路の幅が広がるものと思いました。

#### 【前多会長】

これは、例えば、ハローワークに行くとそこにつないでもらえるというものですか。

**【永洞委員】**

盛岡の方には、そういった条件を配置していることをご説明して、状況によっては誘導するのですけれども、ただ、やはり安定所とすれば、地元で対応してあげたいという気持ちがあるものですから。必要に応じて「そういった機関がありますよ」ということについては話していきますけれども、対外的になかなかそういった制度があることについてはPR不足もあるのかな、さまざまな機会を通じてそういった機関があることについては周知して活用の促進を図っていかねばならないのかなと思っています。

**【前多会長】**

ぜひお願いします。3ページ4番の人材（支援員）育成というところなのですが、先ほどから何回か県発達障がい者支援センター相談件数が増大して、とても手が回らないという話が出ておりますけれども、それについて矢吹さんいかがでしょう。コメントをお願いいたします。

**【矢吹代理】**

実際には年間に4,000件を越えるというような件数を抱えつつ、医療機関でも待ちが出てしまっている状況でなかなか緊急性の高いものに対してもすぐ応じることができない状況であることは医療機関と同じような状況になっていると思います。内容につきましては、事務局の田代係長の方からコメントいただければありがたいです。

**【事務局】**

今年度の発達障がい者支援センターの相談状況は2年ほど前から相談件数が4,000件を超える数字になって今年度も今のペースでいきますと4,000件を超えるペースになっております。発達障がい者支援センターの国の方向性で言いますと間接支援へと示されておりますので、各圏域へ出向いて支援者の方と一緒に相談するとかですね、人材育成をしながら各圏域の人材育成と相談対応していただけるよう外に出ようとしているのですが、逆に中にくる相談件数が減らないといった状況にありまして、なかなか各圏域に出向けないという状況です。このような状況をどのようにシステム化していけばいいのか、対応していけばいいのか課題となっているところであります。

**【前多会長】**

県発達障がい者支援センターは本当によく頑張っていると思うのです。ぜひ県の方でも人材等の支援をよろしくお願ひしたいと思います。それからもう一つは先ほども最初に話しましたが、実際の医療機関が、どこも3ヶ月以上待ち、やはり3ヶ月待



たせるというのはすごい大きな問題だと思うので、今日、山口先生がいらっしやればお願いしようと思っていたのですが、ぜひ県の医師会から市の医師会へ発達障がいの医療にもっと手を上げてやってくれないかという指導をしていただければいいなと個人的に考えておりました。私も何とかこういうのを診る先生を増やそうと思ってがんばってはいるのですが、実際参加してくださる先生がなかなかいないという現状ですので、ぜひ県医師会としてプッシュしていただければと思います。

#### 【加藤委員】

人材育成研修ということで始められたことはとてもありがたい、うれしいことと思っています。こういう機会ですので一つだけ言わせていただくとすれば、先ほど6ページの7、留意事項の(2)なのですが、相談支援専門員の方にとって受講することのメリットですが、当然受講を4回されてそれを地元に戻って活躍いただきたいので、地元もそれを知りながら活躍いただく土俵もつくらなければならないと私は盛岡において思うわけです。同時に相談支援専門員の方は、多くの方がご承知のように今計画相談ということで本当に忙しくされている。その中で研修を受けることの意味合いを、また、ホームページで周知ということでやることは結構だと思うのですが、もう一步踏み込んだ何かプラスアルファを付けられるといいなと。やるだけで大変だと思いますけれども後のことを考えるという意味で発言させていただきます。以上です。

#### 【前多会長】

研修が終わった相談員さんがどのように活躍するかということですか。それでよろしいでしょうか。

#### 【加藤委員】

はい。

#### 【姉帯委員】

いま加藤委員からおっしゃっていただいたように相談支援専門員の業務量がとても多いこともありまして、相談支援専門員がこの研修を8日間受けること自体現実的に難しい状況にあります。圏域全体というか岩手県全体でも相談支援事業所のできている数字もばらつきがあって県央から離れていけば行くほど相談支援事業所はほとんど1圏域に3、4件なのですね。その中でもすべての計画相談をやるのだとすると一人100件以上抱えている現状。事業所1つで100件ではなくて、1人の相談支援専門員が100件を超えているのですね。計画相談を立てるとそのあとモニタリングも含めると年間1人で300件位の計画の策定をしていかなければならなくなり、それプラス専門的な研修を受けながら療育センターが行っているような個別の支援をやろうとすると、とてもマンパワー不足になります。

マネジメントという意味で発達障がいのことを理解してそれを計画相談に盛り込むということは可能ですけれども、ご本人の障がい事情やアウトリーチのようなことをしたりとか基幹コンサルタントをするような余力は今の相談支援事業所にはないのが現状と思われまます。だとすると、いま増やさなければならぬのは人材育成の前に相談支援事業所を増やすということが必須ではないかと現場の実感としてあるところです。

#### 【前多会長】

貴重なご意見ありがとうございます。これに対して県の方はご意見ございますでしょうか。

#### 【事務局】

相談支援事業所の多忙な状況につきましてはさまざまな機会にお聞きしておりまして、実際に100件を超えている相談員さんが相当おられるという状況もお聞きしております。まず、県と致しましては、相談支援事業所を増やしていくためにはどうしたらいいのかということを考えますと、やはりきちんとサービスを報酬として評価すること、お話を聞きますとやればやるほど赤字がふくらむので経営者としては、なかなかそちらの方にやりたくても広がらないといったようなお話も聞いてございます。そういった状況については国の方にもきちんと伝えて要望することをやってきましたけれども、今後も続けていきたいと考えております。すぐに現状を変える特効薬はないのですけれども、いずれ県としてもそういった取組を強力に進めて参りたいと考えてございます。また、今回の研修について一方ではなかなか発達障がいとか重症心身障がいの方についてもどのように相談に応じたらいいのか、なかなかわからない部分もあって受入に二の足を踏むといったような方もおられると聞いておりまして、やはりそういった所、今回の専門的な研修で日数もかかるわけでございますけども、やはりそういった人材をどんどん増やしていく努力を続けていきたいと思います現状変わらないのではないかと感じておりまして、多忙なところとは存じますがご協力の方よろしくお願ひしたいと思っております。

#### 【前多会長】

ありがとうございました。他にご意見ございませんか。私この資料を見て、重症心身障がい支援教育研修について、実際に東北大の田中総一郎先生とか川村みや子先生を呼んで講演をしていただくことはとても素晴らしいことと思っております。よく田中先生を呼んでいただいたと思うのですが、これはこういうちょっと発達障がいとは違うのですが重症心身障がいの実際の看護師さんとか今そういう方たちがご家庭に戻ってますよね。そういうご家族の方それからそれをケアする看護師さんの負担がどんどん増してるという現状ですので、ぜひこういう事業を今後も続けていただけたらと思っております。

### 【藤倉委員】

6 ページの重症心身障がい・発達障がい者育成研修についての4番、研修内容の相談員等向け研修（発達障がい）の中に本人・家族等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを照会するための研修を行う、とありますけれども、現在、発達障がい児を抱える家庭がどうしても介護する家族と同じように、母親が仕事を辞めて家庭の中でいなければならない状況が増えていると思います。今の時代どうしても共働きが当たり前の状況でそうすると適切なサービスというのが、最近放課後等デイサービスとか増えていますけれども、中には発達障がいのことをよく知らずに放課後等デイサービスの事業所を謳っているところも出てきておまして、そういうところをきっちり研修に呼んでいただければと思っているのです。障害者総合支援法では、共働きで家族にも一緒に働いている子がいたりするとかかなり高額なお金を納めなければいけなくて、年間で大学生一人もっているような状況になっている。さらに、障害者総合支援法の中に共働きの家庭が介護タクシーを使えないことがあるものですから、そうすると朝の送りができない、特別支援学校は8時半から仕事も8時半からとなると母親は仕事を辞めればよいのかとか他の子がいる場合はその子たちも見なければならない。これは我が家の例になりますが、まず送り迎えのところで支援サービスが抜けているところ、朝が全くないというところで、母たちはタクシーを頼まなければならない。障害者総合支援法の抜けているところ、そこをぜひ県、市町村に本人だけでなく家族のニーズというのをもう少しヒアリングして制度を作っていただきたいと思っております。また、学校に行くと学校でそれぞれ本人のニーズが全く変わってきますので、重症心身障がい・発達障がいと一括りにしていますが、実は親のニーズはこの二つで微妙に違っているというところをご理解いただいて、そこをもう少しヒアリングをしていただきたいということでございます。

### 【前多会長】

貴重な意見ありがとうございます。最初に出てきた放課後等デイサービスの指導者の研修はどういう風になっているのかというご質問ですが、どこが運営しているのですか。

### 【事務局】

説明不足の面もありました。放課後等デイサービスを運営されているのは社会福祉法人もいらっしゃいますし、後はNPO法人でもいらっしゃいます。主旨としては学童のようなイメージですけれども、障がい児の支援として支援員を配置している。先ほど放課後等デイサービスの研修ということでしたが、おっしゃるとおり放課後等デイサービスの方も相談支援専門員に限らずこの研修受けていただければと思ひまして、ご案内は出しておりました。相談員等という書き方であくまで主な対象者だったのですが、確かにこれだけ見ると他の事業者が対象ではないのかと思われてしまう面もあるのかなと思うので、来年度周知するときにもう少し例示を追加するなど分かりやすくできればと思っております。

重症心身障がい・発達障がいについてニーズが違うのではというの、おっしゃるとおりで研修それぞれ別立てをご用意しておりましたので、補足でございます。

**【前多会長】**

ありがとうございました。

**【加藤委員】**

放課後等デイサービス全部に出しているということですか。

**【事務局】**

障がい児・者の通所事業所さん、後は高齢者サービスの事業者さんにもお出ししております。

**【前多会長】**

よろしいでしょうか。それでは、まだご発言いただいてない委員にこれまでの発表についてご意見いただければと思います。東委員お願いします。

**【東委員】**

特別支援学校の代表ということでこの席に座らせていただいております。ご存じの通り特別支援学校は在籍数が爆発的に増えてきています。特に、この5年間で相当数、特別支援学校だけでも全国で3,000近いのではないのでしょうか。通常学級にいる特別支援対象の児童生徒となると、10万弱ぐらいまで増えていて、一方で同じ特別支援学校でも私は視覚支援ですけれども、盲学校あるいは聴覚では、横ばいあるいは減少になっているということで、当然ですけれども主に知的あるいは病弱の子ども、特にも高等部の子どもたちが増えてきている。その中で知的、まさに発達障がいのグレーの子どもたちがどんどん入ってきている現状に対して、岩手県もそうですけれども狭隘化が進んでいましてそこに対して人的な配慮は相当数やっていたのではいるのですけれども、それでも現状的に追いつかない状況にある。それから支援学校の使命としてセンター的な機能が位置づけられていますので、保育園・幼稚園から高校とそこまでがエリアとしてあります。学校にはコーディネーターがいますし、それから県で配置しているエリアコーディネーターがありまして、相当関わっていただいているのではないかと思います。そうは言いながらも先ほど申し上げたとおり、中的人数が増えてそこにも対応しますし、外からの相談にも対応している。出かけるときには当然中の方の授業を調整しながら出かけていくという状況にありますので、与えられた環境の中でやれることをやるしかないということで今は動いているというのが正直な現状です。

**【前多会長】**

ありがとうございました。先ほどの藤倉委員の話にもありましたけれども、特別支援学校に通わせたいけれども、交通手段がなかなか確保できないという方も多いようです。これに対してタクシー代を負担するとかバスを運営するなんてことはできないと思いますけれども、そういうことはあるのだということをごひ知っていただければと思います。それでは教育センターの佐藤委員をお願いします。

**【佐藤委員】**

教育センターの現状についてお話をさせていただきたいと思います。私どもの教育センターも教育相談を行っているわけですが、研修等も年間を通して行っているのですが、その中で教育相談という形になりますが、年間 2,000 件を超える状況で、年々増加しております。先ほど前多会長からもお話がありましたように、医療機関に受診を申し込んだけれども数ヶ月待たなければならぬので総合教育センターを紹介されました、というケースがここ数年増えてきているという状況です。そうした中で私どもも可能な限りの対応をしているわけですが、先ほどの県発達障がい者支援センターさんのお話にもありましたようにいかに地域につなげていくかというのが学校現場でも同じ課題とされているところがございます。地域の中で継続的な支援を受けることが子どもにとって最適な状況でございますので、私どもも福祉の関係機関ですとか市町村教育委員会をはじめとしまして関係機関と連携を取りながらその子どもが地域の中で継続的な支援を受けるためにはどうしたらよいかを市町村教育委員会を中心としまして市町村福祉課とも連携を取るなど、そういったケースが今増えているということを一言発言させていただきたいと思います。

**【前多会長】**

それでは佐々木委員をお願いします。

**【佐々木委員】**

3点ほどお話しさせていただきます。1つ目は支援対象ということですが、先ほど判断に迷うお子さんがいるというお話があがっておりました。大学内の特別支援の取組においても訴えのあった、こういう支援が必要だということで名乗り出た学生については組織的な取組がスタートしていますが、そういう申告がない場合は、本人や周りが困っている状況にあっても組織的な対応には至らないという状況でございます。こういうことは幼稚園や保育所、小中学校、高校でも同じなのだと思います。ただ、そういう人たちに対しての支援をやらなくていいわけではなく、困っている状況があるのであればやれる範囲でやるということ。現場で直に関わる教員や保育士の判断、裁量が問われるところだと思います。そういうグレーというか、そういう対象を含んだ問題こそが発達障がいのテーマのかなり大事な部分だと思います。

それから支援員の専門性、資質の向上についての話もありました。私はこの支援員の教員も含めて支援にあたる人材の資質というのは専門性という方向に向かっていくものと、もう1つは日常に向かう日常的な関わりに向かうという2つの方向性で考えたいと思います。そういったスキルなり資質というのをやっていくべきで、専門性だけを追求すると専門家でないといけないという、専門家がいなければできないという状況になるのだと思いますけれども、私たちでもいって言っているのだという方向性を大事にしていきたいと思っておりました。

ペアレントトレーニングの話題も出ておりましたけれども、ペアレントトレーニング自体は親御さん自身の認知や行動を変えていくということだと思うのですが、この変えていくということの中身を少し掘り下げると認知を共有する、行動を適合させる、そういう意味なのかなと思いました。子どもの行動を見たときに、子どもはこう言っているのだけ別な解釈をする、そこでのずれが出てくるかと思うのですけれども、子どもはこういう風に思っているのだらうなという親の認知を子どもとうまく共有できるようにする。それまでに適合する対応を親ができる、そういうところに深めていけばいいのかなと思っておりました。また、ペアレントトレーニングの内容を具体的な方法論については認知行動を変えるというその段階での周知が一般的なところかなと。ぜひこのような実践についてはさまざまな角度から検討して共有できたらいいなと思っておりました。

**【前多会長】**

ありがとうございました。それでは協議に戻ります。

**イ 平成27年度のいわて特別支援教育推進プラン等の施策の取組状況と平成28年度におけるいわて特別支援教育推進プラン等施策の実施について  
(事務局より、資料No.3、4により報告)**

**【前多会長】**

資料3の1平成27年度事業実施状況について、校種別研修事業の幼稚園・保育所等対象からいきたいと思います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。私の思いつきのようで申し訳ないのですけれども、幼稚園・保育園の先生たちにペアレントトレーニングのいわゆる行動療法、考え方を勉強してもらって親御さんに伝えてもらえたら案外いいのではないかと思うのですけれども。

それでは、イの小・中学校、高等学校関係についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。とても充実した内容と思うのですが、もう1つ今考えなければならないのは小学校・中学校の先生たちがメンタル面でバーンアウトしてしまう先生がとても多いと感じております。そういう先生たちに対するケアといいますか、臨床心理士さんを定期的に派遣して先生たちの悩みというか相談にのるということは今後大事になるかなと思いますけ

れども。それに対して意見のある委員の方ございませんでしょうか。実際やはり私の患者のお母さん方に聞くと先生が出てこなくなったんだよね、というのが結構多くて。どういう対応したらいいのかと思うのですが、教育委員会からいかがでしょうか。

**【事務局】**

通常は児童生徒あるいは保護者を対象としております巡回相談において、先生方自身が悩んでいることを臨床心理士に相談するケースも徐々に増えてきております。カウンセラーが来校したときに合わせて教職員の悩みも聞いてもらう、時間的な制約はございますが、そういった取組は行われております。

**【前多会長】**

よろしくお願ひ致します。それではウのいわて特別支援教育講演会ですね、これはとてもよかったと思いますね。それでは（２）の特別支援教育体制整備について、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特別支援学校での巡回相談、これは結構な回数ですよ。これは学校の方から要請があつて行くということなのではないでしょうか。

**【事務局】**

はい。そのとおりでございます。

**【前多会長】**

それから交流籍、これもどんどんやっていただければと思います。次に、企業との連携協議会、これはとても大事な取組だと思うのです。企業の就職担当者に発達障がいについて理解してもらおう上でとてもいい事業とお聞きしたのですけれども、ご意見ございませんでしょうか。ぜひこれはもっと進めてたくさん企業の参加いただければと思います。実際に発達障がい者を雇用している企業の方のご意見をいただければもっともって増えていくのではないかと思います。

（１）の特別支援教育かがやきプラン推進事業についてはいかがでしょうか。

**【佐々木委員】**

実態調査の表がありますけれども、これについてお願ひというかご相談になるのでしょうか。3.41%という数字が出ております。高等学校の実態としましては学校間での差がかなり大きいように思っております。先ほど会議の冒頭でもお話があつたように、ある学校では40%、50%ということであれば3.41という平均値との差が非常に大きいものになるのかなと思います。この表を学校別に反映したように工夫ができればと思います。こういう学校ではこうというふうに、何かの機会に教えていただければと思っておりました。

**【前多会長】**

今のご発言についてお願いいたします。

**【事務局】**

調査は全公立高等学校にかけておまして、全体的にどれぐらいの数であるかについてだけ公表させていただいております。この調査には身体障がい等も含めておりますので、発達障がいに限ったということではございません。文部科学省で調査しているものは、発達障がいの疑いのあるという前提での調査でございますが、本県の調査については、身体障がい等を含めて学校で身近に接している先生が、それぞれの生徒について支援が必要という判断し報告いただいているデータでございます。

**【前多会長】**

佐々木委員のご指摘は最もだと思います。こんなに少ないわけではなく、ぜひ発達障がいとそれ以外の障がい、区別して各学校に周知徹底して数を出していただければ。というのは実際外来に来て自閉症スペクトラムと思って学校側に連絡すると学校側は全然分からなかったなんていうケースは結構多いですね。ですからおそらく高校側で十分把握し切れていない部分があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。他にご意見ないでしょうか。

**【佐々木委員】**

県内の実態を理解したいというのがあったものですから。ありがとうございました。

**【前多会長】**

それでは（４）就学前からの取組についてはよろしいでしょうか。これは進めていただければと思います。（５）特別支援教育ボランティア養成講座の開催というところですが、具体的にはどういうことなのでしょう。これは特別支援教育、例えば、知的の遅れがある子どもに対してのボランティアということですか。

**【事務局】**

これは障がいのある児童生徒全般に対してで、特定の障がいに特化してというものではございません。講座の中で発達障がいについても学んでいくという形になっております。

**【前多会長】**

ボランティアに登録した方はどういう風に活躍するのでしょうか。実際学校に行って何か役割を果たすのでしょうか。



### 【事務局】

ボランティアの登録をいただいた方につきましては、各教育事務所に配置しておりますエリアコーディネーターが中心になって学校側からの要請とボランティアの都合との調整を行いまして必要な学校に配置しております。ただし、なかなか日時が合わないこともあります。また、得意な分野、例えば教科の中で補助するときは何の教科であるとか、あるいは小学校の通常学級でボランティアをしたいとかございます。それと時期的なもの、学校が学校行事等でこの時期にほしいとか、通年というところもありますので、その調整を事務所に配置しておりますエリアコーディネーターが行っております。手続きにつきましては、県のホームページにも掲載しておりますので、そこで一般のみなさまにも周知させていただいているところです。

### 【前多会長】

ありがとうございます。スクールトライアル事業については、これは主に岩手大学の教育学部とかその他教育学部の生徒が実際に行くということになっているのですか。

### 【事務局】

特に、教育学部ということではなく、教員を目指している学生が希望してお手伝いするという形で、これもやはり校外学習等で介助が必要な場合に申し込んだり、あるいは通常の授業の中で何回か来ていただいて、補助的に子どもたちの介助に入ったり、学習の手助けをするという形です。ただ、学生で学業がありますので、これも空いている時間ということで双方のマッチングが必要になっております。

### 【前多会長】

とてもいい事業だと思いますので、ぜひ参加者が増えるようにやっていただければと思います。

### 【藤倉委員】

企業との連携協議会のところ、特別支援学校と企業との連携協議会があるということですが、特別支援を必要としている公立高校の生徒を対象としたこういったことは将来考えていますでしょうか。

### 【事務局】

企業との連携協議会につきましては特別支援学校が中心にやっております。特別支援学校では、これとは別に圏域ごとにネットワーク会議を開いております。障害者職業センターあるいはハローワークとか関係機関が集まってそこで情報交換しておりますので、その中に高等学校の担当の先生方にも声をかけて一緒に入ってもらっております。

### 【千田委員】

No.3でも触れられていなかったのですが、個別の教育支援計画の話です。教育と医療福祉との連携が大事とっておきまして、実際現場で本当に連携はできているかどうかを図る尺度と言いますか、それぞれの立場で作成している支援計画にどれだけその連携の成果が反映されているかが重要だと思っているのです。福祉サイドで言えば法律用語になりますけれども、障がい者支援の利用計画ですよね、それからそれに教育の考え方が反映されるのでしょうし、教育サイドですと従来の就労支援ファイルだったりします。最近では専ら個別の教育支援計画、これに福祉的な支援の考え方がどれだけ反映されるかということが重要と思うのです。私自身は福祉サイドの人間なので福祉の方の支援プランは、ある程度分かっているつもりなのですが、教育サイドの方については、分からないということもございまして、個別の教育支援計画の実態について伺いたいと思った次第です。今日のところは取っ掛かりの部分をお伺いしますが、特別支援教育推進プランの達成目標の一つとして挙げられている個別の教育支援計画100%を目標にしていたわけですが、現段階でどの程度作成、活用されているのかお手元にデータなどがあれば知りたいですし、合わせてプランでは計画に関連して支援会議の開催もやっていて、その開催状況が分かれば知りたいということと、それから個別の教育支援計画、小学校から、中学校からそれぞれ上がるときに引継ぎはどのように行われるのか、伺ってみたいと思った次第です。

### 【前多会長】

はい。よろしく申し上げます。

### 【事務局】

最初に作成状況についてお話をさせていただきます。文部科学省に報告して公表されております平成26年9月1日現在のデータが最新のものになりますが、個別の教育支援計画の作成率は、幼稚園73.2%、小学校82.6%、中学校78.9%、高等学校50.0%です。年々増加傾向にありましたが、平成27年9月1日現在ということで文部科学省に報告したデータ、これはまだ公表になってはおりませんが、それを見ますと若干下がってきております。特に幼稚園が平成27年9月1日現在では58.3%、それから小学校が80.3%、中学校77.1%、高等学校44.1%という数値です。県のプランでは100%ということでいろいろな機会をお願いしているのですが、なかなか作成が進んできておりません。個別の指導計画は日常の指導で必要ですので、作成率は高いのですが、個別の教育支援計画になるとまだまだこれからという状況です。福祉サイドでは相談支援ファイルという名称で乳幼児期から作成しておりますし、教育委員会では小学校に入る時期に就学支援ファイルという名称で作成しております。それが小学校、中学校、高校と上がってくると教育支援計画となってきます。名称にこだわらず、相談支援ファイルでも就学支援ファイルでも機能的には同じなので、先に作成したものを活用して次のステージでつなげていくように会議や研修会等でも話し

ております。また、支援会議につきましては、その実態に応じてそれぞれの学校や地域での開催となりますので、平均するとどれぐらいというのは不明です。課題があり連携して支援しなければならないというときに関係機関が集まって会議を開くものですから、その実態に応じて適宜開いていくというものでございます。それから個別の教育支援計画の引き継ぎにつきましては、個人情報が入っておりますので、保護者の承諾を得ないとその情報を次にあげられません。保護者から次のステージへ渡しても良いという確認をとって引き継ぐことになっておりますので、その了解の取り方とか難しい面があります。保育所・幼稚園から小学校はスムーズに、小学校から中学校もそうですが、ちょっと課題があるのが中学校から高校です。やはり受験があることから、障がいがあるということで不利になるのではないかとこの考えもあるようです。だいぶ改善されてきておりますが、お互いに情報公開して、その子が入学してからの指導・支援を重視して連携を図っていくことが重要です。

#### 【前多会長】

確かに中学校から高校へというのは、いくら入学試験に不利にならないと言っても親御さんはみんな心配しますよね。私もよく相談されてどうしたらいいものかと思っておりますけれども、本当に不利にならないものなのですか。

#### 【事務局】

高校では障がいの有無を合否判断には含めていません。入学後必要な配慮がなされていないということが問題です。高校の入試説明会で、障がいがあるということで不合格になることはないことと、引継の大切さについて説明しております。各種会議等でも、中学校からの引継ぎを早めに行っていただきたいとお願いしております。

#### 【前多会長】

ありがとうございます。私も自信をもって大丈夫だと話したいと思います。

#### 【加藤委員】

最後に関連して。この4月から障害者差別解消法が施行されるというお話もありましたし、今もその話がありました。私どもも関心をもって勉強会をしたり学んだりしているところなのですが、いまの話に重ねて言えばI E P、個別指導計画なんかは差別解消法に伴うような建設的な対話ということで関連して必要になってくる。それがもとになって親御さんのいろんな課題や先生方との対話が可能になるだろうと言われております。そういう点からもI E Pが今後も必要になってくると私は認識しております。差別解消法に伴って合理的配慮、差別禁止ということになるわけですが、国がいろんな対応指針を出している、各自治体は各自治体でがんばってくださいということになっていると思うのですが、福祉

の部分と教育の部分で対応指針は岩手県の場合どのようになっているかお聞きしたい。それから岩手県の場合、「共に生きる県づくり条例」の中で協議会有り、そこに窓口を設置したということも存じております。その窓口は差別解消に伴ってもう少し工夫されなければならない課題だということも聞いておりますが、その窓口がどうなっているかお分かりになれば。つまり、保護者なり我々からするとそれをどこにどう伝えられるのか、そしてどうなるのかということが一つの大きな関心事でございますので、お願いします。

#### 【事務局】

今回 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行されることになりまして、不当な差別については行政機関も事業者も例えば商店ですとかも障がい者を理由として差別してはいけなくなっておりますし、あと障がい者の方から合理的な配慮を求められた場合は、それに応じるように、これは行政機関については義務になっておりますし、あと事業者の方には努力義務というような位置付けになっております。そうした中で対応要領、これは行政機関が定めることになっておりまして、国の各省庁のところで対応要領を定めまして、服務規律の関係で自分の職員はそうしなければならないというのをまとめたものが対応要領になります。一方、対応指針、それぞれの事業者の方々が障がい者の方から合理的な配慮を求められた場合に対応するための指針になっておりまして、これも各省庁の方で公表している状況です。この対応要領については、本県の場合ですと知事部局につきましては決裁になりまして、書面になってございますし、あと教育委員会ですとか県警ですとかそれぞれ国の方から通知があり、いま準備をしていると伺ってございます。条例との関係ですけれども、私ども「共生条例」と略して申し上げますけれども、そちらの方と内容的は重なってございまして、県の条例と考え方は同じでございまして、条例は何人も虐待、不利益な取り扱いをしてはならないというふうになっておりまして、条例の方が若干行政ですとか事業者以外の私人間の不当についても「してはならない」と取り決めしてございますので、若干広がってございますが、いずれ考え方は同じと。そうした中で相談の窓口につきましては、現在それぞれの市町村の社会福祉協議会が相談窓口になっておりますが、今回差別解消法が出てきたことで市町村の方に一本化した方がいいのではないかという議論もございまして、現在、市町村で一本化できるものについては一本化するという体制で進めているものでございます。

#### 【加藤委員】

ありがとうございます。発達障がいに限らないと思うのですが、発達障がい関係というのは非常に分かりにくい。何が合理的配慮で、特に学校教育なんかはユニバーサル授業との関係の中で大きく意味を持てれば良いかと私個人で思っているのですけれども。身体障がいであればスロープだよねってことになるわけですけれども、合理的配慮の問題、差別の問題、それを本当に申立てができるのかということもいろんな社会的な要因が絡ん

でくると思うのですが、発達障がいが多いと言ったことも含めながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

**【前多会長】**

貴重な意見ありがとうございます。それではご発言していない委員の方に一言だけ発言をお願ひしたいと思ひます。及川さんお願ひします。

**【及川代理】**

岩手県医師会の事務局から今回出席させていただきました。ありがとうございます。私からは、医療の観点から意見を述べさせていただきます。在宅医療の推進を図るために各種研修を実施するというところで、こちらの取組は非常にいいことだと思ひます。岩手県医師会でも在宅医療を推進するため、県内の医療機関にニーズ調査を行って、在宅医療の実態を把握するべく取り組んでいるところでございます。ただ、問題としては冒頭で前多会長からもお話がありました、外来ですら3ヶ月以上の待ちということでその中で在宅医療を行える医師を確保できるかが一番のネックなところと考えています。ましてや専門性が求められる患者さんということになるので、その人材の育成というところがいま一番の問題だと考えています。

**【前多会長】**

引き続き希望ヶ丘学園の高橋さん、お願ひします。

**【高橋代理】**

本日初めて出席させていただきましたので、皆様のお話を感心して聞いておりました。私の施設は知的障がい児の施設ですので、放課後等デイと相談支援と同じ法人で保育所も運営しておりますのでさまざまな意見が参考になりましたし、その通りと思っておりました。保育所の養成校の授業では、障がいに関することはあまり学んでこないということを知っておりますので、資料にありました研修事業というのは良い機会になると思ひますので、ぜひ進めていただければと思ひます。また、登校支援の部分、確かにさまざまな親御さんから困難を聞かせるのですけれども、私たちのところは雫石町という土地柄、学校までの距離があり、入所の児童が学校に通うために大きいスクールバスで送って行っていましたので、町内に住むお子さんを一緒に乗せて、ついでに一緒に学校に乗せていくというのをだいぶ前から始めておまして、それは雫石町にお住まいの親御さんには非常に助かるということをお話をいただいております。他に、盛岡となん支援学校に行くことになったお子さんが1名だけいらっしゃって、それについて、当時は障害者自立支援法でしたけれども、移動支援事業を雫石町で行い、本当であれば通学というのにはそぐわないものであるのですけれども事情を考慮して移動支援事業を活用していいですよというこ

とで特別に許可をいただいて通学支援をさせていただきました。ただ、高等部になると義務教育ではないので、中学までのところでしたけれども、そのような方法も何らかの市町村事業として位置づけていただければと思います。

**【前多会長】**

西村さんお願いします。

**【西村代理】**

感想になるかもしれませんが、私は福祉部門におりますので今回の会議で教育部分での発達障がいの部分について、お話を聞く機会に恵まれて非常によかったと思っております。発達障がいに関しましては盛岡市でも相談・対応等大変増えてきている状況でございまして、そちらに対しての取組といった必要性を強く認識していきたいということでございまして。市で自立支援協議会を設置しておりますけれども、そちらでも発達障がいの支援分科会を設置して現在は取組の基本、取組内容につきましては委員さんからいろいろと協議していただいているということになっております。それを福祉行政の方に結びつけていければと考えております。あと、余談になりますが、障害者差別解消法という話が先ほどありましたけれども、盛岡市も対応要領の準備を進めておりまして、素案の方は障がいの方で作りまして、規定の中で懲罰の関係もございまして人事の方で詰めていただいている状況でございまして、何とか4月1日からというふうに取り組んでいる状況であることを報告させていただきます。

**【前多会長】**

すべての委員の方からご意見を頂戴いたしました。以上をもちまして協議を終わりたいと思います。